熊本市の児童育成支援拠点事業　概要

熊本市　基礎情報
（令和7年4月1日時点）

総人口：約73万人　**児童人口**：約12万人

課題を抱えるこどもたちが社会とつながり、安心できる場所が必要であると考え児童育成支援拠点事業の実施を開始

熊本市の児童育成支援拠点事業

実施形態：委託 ※プロポーザル方式による随意契約

開所日　：月曜日～金曜日　※土日祝日、年末年始を除く

開所時間：正午～20時まで

利用定員：1日あたり10名程度

支援内容：国が示す本事業実施要綱に準拠

- ・安心・安全な居場所の提供
- ・生活習慣の形成
- ・学習支援
- ・食事の提供
  - ＞昼食は児童の4割、夕食は全ての児童が利用
- ・課外活動の提供
- ・自宅から居場所までの送迎支援
  - ＞ほぼ全員が利用。
  12時から利用する児童は自宅に、放課後から利用する児童は学校に迎えに行っている。

＋

保護者支援（ペアレントトレーニング等）

対象児童：要保護児童、困窮世帯、ヤングケアラー等

＞15時～18時の時間帯に利用する児童が多いが、
不登校である児童は12時から利用している。

＞小学校低学年の利用が6割であり、
早くから支援を開始することで深刻化を防いでいる。

予算　：令和6年　10，000千円（1か所11か月運営）

：令和7年　26，800千円（2か所・2か月運営）

1か所目「きぼう」
R5.8月開所
※子どもの居場所支援臨時特例事業

2か所目「大江の杜」
R7.6月開所

1日の活動の様子（例）

12:00	・開所 ・送迎1回目（自宅へお迎え）
12:10	昼食準備（配膳等）・昼食
13:30	後片付け（配膳や食器洗い等）・はみがき
14:00	自由時間① 屋内遊び（ピアノ・ゲーム等）、宿題、 お昼寝　等
15:30	・自由時間② 屋外遊び（プレイパーク・公園等）、 虫取り、泥団子作り 等 ・送迎2回目（学校へお迎え）
16:00	
17:30	夕食準備（配膳等）・夕食
18:30	後片付け（配膳や食器洗い等）・はみがき
19:00	自由時間
20:00	閉所（自宅へお送り）

運営体制

行政及び相談機関等

・児童相談所
・各区こども家庭センター
等

必要時に、密な連携・情報共有
要保護児童等の見守り依頼等

児童育成支援拠点事業

支援経路（令和6年）

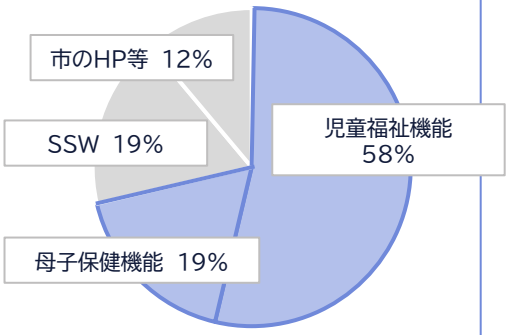

7割近くがこども家庭センターから支援に繋がっている。

利用実績

		R6（11カ月間）	R7（2カ月間）
実利用人数	小学生	22人	11人
	中学生	2人	0人
	合計	26人	11人
延べ利用人数		1,457人	195人

こども家庭センター職員 から見た児童育成支援拠点事業

〇家庭で落ち着いて過ごすことが難しいこどもにとって、居場所では栄養バランスの取れた食事と、こどもらしく過ごすことができる時間を確保することができ、身体の健康だけではなく、**精神的な安定**につながったと感じる。

〇保護者のレスパイトケアに加えて、こどもの生活リズムを整えるという**中長期的な支援**が必要な家庭にとって、非常に有効だった。

〇こどもと離れることに抵抗があるものの、心身ともに疲れていた家庭にとって、送迎と食事の提供があり、こどもが楽しく過ごすことができる居場所は、非常に有効な支援の一つだと感じた。

〇保護者の相談にも親身に対応してくれるので、こどもだけではなく保護者支援としても非常に有効だと思う。
保護者が安心してこどもを預けられる場所となっている。

こども食堂
地域行事への参加等

送迎拠点
拠点利用状況や
学習状況等の
情報共有等

地域

学校（SSW）

事業の効果

居場所スタッフからの報告

利用児童の変化

体力面の向上
〇野外活動を通して、少し歩くだけで疲れていたこどもが走り回って遊ぶようになった。

食生活の改善
〇以前は安定した食事が摂れておらず、焦るように食べていたこどもが十分な量の食事を提供することで、落ち着いて食事を摂るようになってきている。

生活習慣の改善
〇食後の歯磨きを拒んでいたが、自ら歯磨きをし、終わったことを報告してくれた。
〇家庭での就寝時間が深夜1時をこえていたが、23時には就寝するようになった。
〇遅刻の回数が減り学校を休むことなく登校するようになっている。

対人能力の構築
〇嬉しいことや嫌なことを自分から話してくることが多くなった。
〇以前はスタッフに対して突発的に手が出ていたが、最近ではその回数が減少した。
〇居場所に通い始めた頃は大声で威嚇、態度で威圧、人を卑下する言葉を使用していたが、この行動が減少している。
〇自分の要求を言えなかったこどもが、言葉で伝えるようになってきている。嫌なことは「止めて」と言えている。
〇自身が注意を受けても、拒否反応を出さず、受け止めることができるようになっている。

利用児童の声

〇「楽しい」
〇「嫌なことがあったとき、居場所の先生にはちょこっと言える」
〇「居場所に通い始めて、自転車ができるようになった」
〇「居場所に行くのが楽しみ」
〇「(夏休みの宿題の一つを)終わらせることができた」
〇「(居場所に行くことが)めっちゃ楽しみ」
〇「(居場所に)ずっと、大きくなっても行きたいと思う」

保護者の変化

〇保護者に**時間的な余裕が生まれたことで心身の状態が安定**し、就労に繋がった。

〇**保護者が以前と比べて表情が良くなった。**

〇こどもから「(母親に)お弁当を作ってもらえるようになった」と報告があった。

当日質問への回答

Q1.　事業所では拠点事業のみを実施しているのでしょうか。それとも他事業（放課後等デイサービス など）も実施しているのでしょうか

事業所の運営は、一方を社会福祉法人が、もう一方を一般社団法人が担っています。社会福祉法人が運営する事業所には地域小規模児童養護施設が併設されており、一般社団法人が運営する事業所にはフリースクールが併設され、こども食堂も実施されています。

Q2.　事業者は保護者支援も対応するのでしょうか？。また、その場合事業者と市の役割の違いは何でしょうか。

事業者にも保護者との関わりをお願いしております。市・事業所・学校などの関係機関が、それぞれで把握した情報を共有し、連携しながら保護者対応を行っております。なお、保護者との関わりにおいて、事業者と市の役割を明確に区別しているわけではなく、保護者のニーズ等、状況に応じて柔軟に対応しております。

Q3.　利用児童に対するスティグマや保護者への説明や理解について、配慮している点等ありましたら教えてください

学校への情報共有については、保護者から同意が得られた場合のみ実施しております。同意が得られた場合は、学校に対して事業の概要を説明したうえで、事業所での活動の様子を定期的に情報共有しています。また、不登校児童については、出席の取り扱いに関する相談も実施しています。